



太田規約書

- 名称
第 1 条 本倶楽部は、バルポート太田（略称バル太田）とする。
- 位置
第 2 条 本倶楽部は、和歌山市太田二丁目 2 番10号に置く。
- 目的
第 3 条 本倶楽部は、教育的配慮のもとに専任コーチ制による一貫した水泳指導を行ない、水泳に対する正しい理解と関心を深め併せて健全な心身を育成しスポーツの振興を計ることを目的とする。
- 内容
第 4 条 本倶楽部は、水泳の初歩、育成指導、競技水泳、水泳に対する各種研究会、講習会等を行ない、各種競技会、国内交流、外国遠征に参加し水泳普及を行なう。
- 指導日時
第 5 条 会員は各コース毎に定められた曜日、時間の中で指導を受けることが出来る。
- 指導内容
第 6 条 本倶楽部は、各コースに応じた指導内容を置き、指導内容については主任及びスタッフ会の協議により決定する。
- 入会資格
第 7 条 本倶楽部への入会は下記の号に該当する方とする。
(1) 各コース別に定められた資格に該当している方。
(2) パルポートの趣旨に賛同された方。
(3) 暴力団関係者でない方。刺青をしていない方。
- 入会
第 8 条 入会者は下記の書類に必要事項を記入し、入会金、年会費（施設維持費）、月会費を添えて提出する。
(1) 入会申込書 (2) 誓約書及び内科検診診断書又は保護者承諾書 (3) 預金口座振替依頼書 (4) 入会金・年会費（施設維持費） (5) 初月度会費（別に定めたコース別の会費）
- 第 9 条 入会しようとする会員は別に定める内科検診を受けてもらう事がある。医師の診断の結果、不相当と認めた者は入会を認めない。
- 入会金・会費
第 10 条 本倶楽部は、入会金・年会費（施設維持費）のほか他に定めるコース別月会費を納入しなければならない。
- 納入期限
第 11 条 入会金・年会費（施設維持費）は入会申込時に納入し、月会費は銀行自動振替により毎月29日に、郵便局自動振替は毎月27日に翌月分を納入する。尚クラス変更等により会費に変動が生じた場合は事務局にて調整する。一旦納入した料金は理由の如何にかかわらず返金しない。
- 退会・休会
第 12 条 退会・休会しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、休・退会しようとする前月の20日までに本倶楽部事務局に届出なければならない。休会はあらかじめ届出があった者で月（~~1,050円~~）の休会料を納めた者に限り認める。
1080円
- 休業日
第 13 条 本倶楽部は、会場整備、その他の止むを得ない理由により休館することがあるが本倶楽部側の理由により休館する場合は、あらかじめ会員に通知する。
- 会員のモラル
第 14 条 会員は下記の事を厳守すること。
(1) 会場内ではスタッフの指示に従いルールを守ること。
(2) 秩序を守り本倶楽部の目的に添う様努力すること。
(3) チームワークを守り全員協力して楽しく真面目なスポーツマンらしい行動をすること。
- 除名
第 15 条 会員が下記の一つに該当した場合、その会員の資格を取り消すことができる。
(1) 本会の目的・規則に反した場合。或いはパルポートの名誉・信用を損傷し、また秩序を乱した場合。
(2) 施設・設備・用具等を故意に損壊した場合。
(3) 第7条の入会資格が欠けた場合。
(4) 月会費を滞納し、パルポートからの期限を定めた督促にも応じない場合。
- 管理責任
第 16 条 本倶楽部内で会員規則に従わないで発生した事故、盗難については一切責任を負わないものとする。会員が会場内で定められた練習時間中に身体上の障害を受けた時は、その会員がスタッフの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、損害賠償の責を負うものとする。
- 認定
第 17 条 (1) 各コースへの認定は、スタッフと相談の上、支配人が認めた者とする。
(2) 育成コースへ入会するものは、本倶楽部の制定する泳力に準ずる者に限る。
(3) 尚本倶楽部のスタッフ陣が推薦する場合も認める。
- 発効
第 18 条 本規約は、昭和59年2月1日より発効する。
- 追則
1. 眼病及び伝染性疾患及び内臓に支障が発生した場合は支配人の判断にて休会及び退会を勧告する事がある。